

中央防災会議
第 32 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：平成 25 年 3 月 26 日（火）7:47～8:02

場 所：官邸 4 階 大会議室

1. 開 会

2. 会長発言（内閣総理大臣）

3. 議 題

- （1）災害対策法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の検討状況について【報告事項】
- （2）「防災対策実行会議」の設置について【決定事項】
- （3）「平成 25 年度総合防災訓練大綱」について【決定事項】
- （4）会長専決事項の処理について【報告事項】

4. 閉 会

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） 防災担当大臣の古屋圭司でございます。

ただいまから「中央防災会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

中央防災会議は、全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者委員で構成されております。時間も限られておりますので、各委員の御紹介は配付の名簿のとおりとさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、中央防災会議会長であります、安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○安倍内閣総理大臣 今回の中央防災会議は、政権交代後、初めての会議であります。

東日本大震災の発生から2年が経過いたしました。この間にも台風や豪雨等による災害が発生しています。災害で亡くなられた皆様、被災された皆様への心からのお悔みとお見舞いを申し上げたいと思います。

先般、南海トラフ巨大地震について、非常に厳しい被害想定を発表いたしました。想定外を避けるという東日本大震災の教訓を踏まえ、危機管理の観点から、1,000年に1度起こるかどうかなというあらゆる可能性を想定した最大クラスの地震、津波を想定したものであります。国民の皆様には、ありのままを知っていただき、冷静に、正しく恐れてもらうことが重要と考えます。

本日は、東日本大震災の教訓、反省を踏まえた災害対策法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策の状況の報告、防災対策を省庁横断的に議論し、実行に結びつける会議体である「防災対策実行会議」の設置、「平成25年度総合防災訓練大綱」の決定について、活発に御議論をいただきたいと思っております。

本日は、大変お忙しい中、それぞれ御参加をいただきました皆様に御礼を申し上げる次第でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ここで報道の方は御退席をお願い申し上げます。

（報道関係者退室）

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） それでは、議題に移ります。

4つの議題について、一括して説明をした後、意見交換を行い、決定事項につきお諮りしたいと思います。

議題については、中央防災会議幹事会会長である亀岡内閣府大臣政務官から御説明をお願いいたします。

○亀岡内閣府大臣政務官（防災担当） 防災担当大臣政務官の亀岡でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

4つの議題のうち、議題2及び議題3が決定事項、議題1及び議題4が報告事項です。

まず、議題1「災害対策法制の見直し、南海トラフ巨大地震対策及び首都直下地震対策

の検討状況について」御説明いたします。

災害対策法制の見直しについては、東日本大震災を踏まえた災害対策の強化のため、昨年の第1弾の災害対策基本法等の一部改正に続き、第2弾として、今通常国会に2法案を提出する予定としております。

1つ目の「災害対策基本法の一部を改正する法律案」は、

大規模広域な災害に対する即応力の強化等

住民等の円滑かつ安全な避難の確保

被災者保護対策の改善

平素からの防災への取り組みの強化等について定めるものです。

2つ目の「大規模災害からの復興に関する法律案（仮称）」は、これまで大規模災害の発生の際に特別法を制定していたのを改め、あらかじめ復興に関する一般的な枠組みとして、

復興に関する組織等

復興計画の作成等

復興計画等に係る特別の措置

災害復旧事業に係る工事の国等による代行等を定めて行おうとするものです。

なお、これらの2法案の内容については、現在調整中ですので、よろしく願いいたします。

次に、資料1-1を御参照ください。

南海トラフ巨大地震対策については、今月18日に、被害想定「第二次報告」として「施設等の被害」と「経済的な被害」について公表いたしました。

今回の被害想定は、あらゆる可能性を想定した最大クラスの地震を想定したもので、国民に「冷静に正しく恐れてもらう」ため、それが厳しい数字でも、ありのままを知ってもらうことが大切との考えにより取りまとめたものです。

被害想定の結果ですが、ライフライン等の被害は、例えば電力では被災直後に約2,410万軒から約2,710万軒の停電が発生、経済的な被害は、最大となるケースで資産等への被害が約170兆円、経済活動への影響が約45兆円、一方、建物の耐震化、火災対策等を推進することでこれらの被害は減少すると推計されています。

今後「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の最終報告を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策大綱等を作成し、ソフト・ハードの両面から、防災・減災対策に取り組む必要があります。

次に、資料1-2を御参照ください。

首都直下地震対策においては「首都直下地震モデル検討会」において、マグニチュード7クラスの地震に加え、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震も対象として、震度分布・津波高等の検討を行っています。

今後、その推計結果を受け「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において被害

想定を行い、首都直下地震対策の見直しを行います。

議題1の説明は以上でございます。

次に、議題2「防災対策実行会議」の設置について御説明します。資料2を御参照ください。

このたび、防災対策を「検討」から「実行」の段階へ進めるため、各府省の施策に実行を後押しし、省庁横断的な課題を実行に結びつけることを趣旨とする新たな専門調査会として「防災対策実行会議」を設置しようとするものです。

会議は、関係閣僚及び学識経験者で構成することとし、検討テーマとしては、

1つ目に、各種提言に基づく施策のフォローアップ。

2つ目に、防災対策を強力に実行するための枠組みのあり方。

3つ目に、大規模災害への政府全体の行動計画等を想定しております。

議題2の説明は以上でございます。

次に、議題3『平成25年度総合防災訓練大綱』について御説明いたします。概要の資料3-1を御参照ください。

この「大綱」は、防災関係機関における防災訓練の実施に当たっての基本方針を示すとともに、平成25年度に政府において実施する訓練の概要等を示すものです。

基本方針においては、

東日本大震災を踏まえた災害対応力の向上

多数の主体の参加

災害時要援護者の視点に立った訓練の実施等を示しております。

政府における具体的な訓練としては、

初めて南海トラフ巨大地震を想定した9月1日「防災の日」の政府本部運営訓練

首都直下地震を想定した閣僚の徒歩による官邸への参集訓練

電話回線が使えない場合の大臣の安否確認及び参集手段の確保に関する初めての図上訓練等を実施することとしております。

議題3の説明は以上でございます。

最後に、議題4「会長専決事項の処理について」御説明いたします。資料4を御参照ください。

前回の中央防災会議以降、本日までの間に、資料記載の5件を会長専決いたしましたので、御報告いたします。

説明は以上でございます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、審議に移ります。

これらの議題につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いを申し上げます。

防衛大臣、どうぞ。

○小野寺防衛大臣 防衛大臣でございます。

南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の大規模災害におきまして、防衛省・自衛隊に対する国民の期待は非常に大きいものと認識しております。

昨年12月には、自衛隊首都直下型地震対処計画を見直しました。南海トラフ巨大地震についても、今後、対処計画の検討を進め、対策に取り組んでまいります。

防衛省・自衛隊は、引き続き関係機関と連携して、対処能力の向上に努めてまいります所存です。

以上です。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

そのほかにもございますか。

泉田委員、どうぞ。

○泉田委員 御指名ありがとうございます。

東日本大震災の教訓、課題を踏まえまして、災害対策の見直しを政府全体で取り組んでいただいていることを、まず深く感謝申し上げたいと思います。

今回の改正に加えまして、改めてお願いをしたいことがございます。

これは、原子力災害と自然災害は、別立てで法体系ができております。これは自治体にとりましては、原因が津波であろうと、地震であろうと、火山噴火であろうと、原子力であろうと、対応すべきことは全く一緒でございます。住民の避難、避難所の確保、災害時要援護者への対応、食料の供給、水の供給、これだけでございまして、原因が原子力だけ別になっているという形になりますと、指揮系統が二重になって混乱するということになりかねません。現実に東日本大震災では、同一本部が2つ立ち上がる中で混乱をしたということだったと思っています。

私自身も中越沖地震で、柏崎刈羽原子力発電所から火を噴くという事態と、自然災害の同時対応をさせていただきましたが、かなりロードがかかる中で、複数指揮系統からの命令が来るということになると円滑に進まないものですから、この原子力災害対策特別措置法と災害対策基本法をぜひ統合していただきたい。

今回の見直しは、これはこれで必要だと思っておりますけれども、指揮系統の一体化と本部の機能の充実ということの検討をぜひ進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。御意見を承りました。

そのほかにもございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、決定事項である議題2と3について、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

また、防災対策実行会議の委員の選任につきましては、官房長官と私に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、各案件について、原案のとおり進めることといたします。

官房長官から一言お願いいたします。

○菅内閣官房長官 ただいまの会合におきまして、防災対策実行会議の設置、さらに「平成 25 年度総合防災訓練大綱」について決定をさせていただきまして、ありがとうございます。

特に今回設置をされまして、私が座長を務めることになりました防災対策実行会議につきましては、安倍政権として防災対策を「検討」から「実行」へ進めるためのエンジンと言うべき合議体であります。ぜひそれぞれの関係省庁の皆さんにも御協力のほど、お願いを申し上げます。

また、南海トラフ巨大地震及び首都直下型地震に対する対策につきましては、引き続きまして議論を進め、さらなる防災対策の充実・強化に努めてまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、最後に総理から、一言締め御挨拶をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 防災対策実行会議の設置、「平成 25 年度総合防災訓練大綱」の決定に当たり、皆様に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

各大臣に当たっては、本日の決定を受け、さらなる防災・減災対策の充実・強化に向けて、防災担当大臣を中心に、政府横断的に精力的な検討を行うとともに、各省庁が連携して防災対策を着実に推進していただきたいと思っております。

今後も災害に強い強靱な国づくりに向けて、全力を挙げて取り組んでいく考えでございます。皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

今後とも災害対策の一層の充実に向けて努めてまいりますので、委員各位におかれましても御協力をよろしく申し上げます。

本日の審議の内容等につきましては、この後の会見において、私から記者発表することといたします。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございます。